

江別市スポーツ少年団設置規程

昭和56年4月 1日制定
平成 5年4月27日改正
令和5年5月23日一部改正

第1章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、江別市スポーツ少年団と称し事務所を江別市野幌町9番地 江別市民体育館内に置く。

第2章 組 織

第 2 条 本会は、江別市内のスポーツ少年団で本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第 3 条 本会のスポーツ少年団は、別に定める登録規程を守らなければならない。

第 4 条 本会に専門的事項を処理するため専門部会を設けることができる。

第3章 目的及び事業

第 5 条 本会は、スポーツ少年団の融和連絡をはかり北海道スポーツ少年団と連携し、少年の健全育成と体位向上に寄与することを目的とする。

第 6 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録に関する事
- (2) スポーツ少年団の育成指導に関する事
- (3) スポーツ少年団のリーダー養成に関する事
- (4) スポーツ少年団の交流に関する事
- (5) 各種スポーツ少年大会の派遣に関する事
- (6) 関係団体との連絡調整に関する事
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事項

第4章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

顧 問	若干名
本部長	1名
副本部長	2名
本部員	若干名
代議員	団代表
監 事	2名

第 8 条 本部長は、代議員会でこれを推挙し、代議員会の承認を得ることとし、その職務は、本会を代表し本規程に定めるところにより会務を総理する。

2 副本部長は、代議員会でこれを推挙し、代議員会の承認を得て本部長が委嘱する。その職務は、本部長を補佐し本部長事故あるときは、その職務を代行する。

3 本部員は、本部員会を組織して江別市スポーツ少年団の団務を執行する。

4 監事は、代議員の中から本部員会で選出し本部長が委嘱する。また監事は、本会業務及び会計実務を監査する。

5 顧問は、本部長が指名委嘱し、本部長の求めに対して相談に応じる。

第 9 条 代議員は、登録団体より1名選出し、本部員は、同一種目団体より1名選出とする。

第 10 条 役員任期は2年とする。役員再任についてはこれを妨げない。

- ただし本部長、副本部長、監事の就任期間は、最長で5期10年までとする。
- 2 補充及び補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により就任した役員の任期は既任者の残任期間とする。
 - 3 役員の任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行う。

第5章 事務局

第11条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

第12条 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1名
事務局員 若干名

- 2 事務局長は、代議員の互選とし代議員会の承認を経て本部長が委嘱する。

第6章 会議

第13条 本会の会議は、代議員会、本部員会とする。

第14条 代議員会は、本会の決議機関で次の事項を審議決定する。

- (1) 予算、決算の承認について
- (2) 役員の改選について
- (3) 規約改正に関する事項
- (4) 本会の事業に関する事項
- (5) その他必要と認められた事項

- 2 代議員会は、本部長がこれを招集し本部長がその議長となる。

- 3 本部員は代議員会に出席し意見を述べることができる。

第15条 代議員会は、代議員総数の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛同を要する。

- 2 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第16条 本部員会は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し総会の決定事項その他、会務遂行上必要な事項を審議執行する。

- 2 本部員会は、本部長がこれを招集し統裁する。

第7章 会計

第17条 本会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 負担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 登録料
- (5) 雑収入

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 この規程の施行について、必要な細則は別にこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 江別市スポーツ少年団連絡協議会規約(昭和53年4月1日)は廃止する。
- 3 平成5年4月27日改正分については、代議員会後施行する。
- 4 この改正規定は、令和5年5月23日から施行する。
- 5 事務所の所在地について、令和5年6月2日明記する。